

野口観光協会規約

(名称)

第1条 この会は、野口観光協会（以下「本協会」という。）という。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を兵庫県加古川市野口町野口160-6 あるこカフェ館内に置く。

(目的)

第3条 本協会は、野口町の自然、歴史、文化等様々な情報を多様な手段によって紹介することにより、地域の人々が野口町への愛着を持つようなふるさと意識の醸成を図るとともに、観光事業の振興を図り、野口町における文化の向上及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の宣伝、紹介、調査、研究、創造、発掘、整備、保全
- (2) 観光事業に関する情報及び資料の収集
- (3) 観光行事の開催及び助成
- (4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 本協会の目的に賛同して入会した法人及び団体
- (2) 個人サポート会員 本協会の目的に賛同して入会した個人

(会費)

第6条 本協会の会費の額は、法人会員年額1口10,000円以上とし、個人サポート会員については無料とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し承認を得たうえで、第6条に規定する会費の納入をもって会員とする。なお、個人サポート会員については、会長の承認後会員とする。

(退会)

第8条 会員は退会しようとするときは、退会届を会長に提出し承認を得なければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって除名するものとする。

- (1) 本協会の名誉を著しく棄損し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 本規約又は理事会の決議を無視するような行為があったとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した抛出金品等は、返還しない。

(役員)

第11条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名
- (5) 相談役 若干名
- (6) 顧問 若干名
- (7) 参与 若干名

(職務)

第12条 会長は、本協会を代表し会務を統括する。会長が職務を全うできないときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

- 2 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- 3 理事は、理事会の構成員となり、会務の執行に参画する。
- 4 監事は、会計並びに業務の執行を監査する。
- 5 相談役は、会長及びその他役員の相談を受け、助言を行う。
- 6 顧問は、専門的知識や経験に基づきアドバイス・支援を行う。

(会議)

第 13 条 本協会の会議は、理事会とし会長が会議の議長となる。

(理事会)

第 14 条 理事会は、第 11 条に定める役員をもって構成し、会長は必要と認めたときに招集する。

- 2 理事会の議事は、構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(理事会の付議事項)

第 15 条 理事会は次の事項を審議・議決する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (4) 役員の選任に関する事。
- (5) その他必要な事項

(会計年度)

第 16 条 本協会の会計年度は毎年 7 月 1 日から、翌年 6 月 30 日までとする。

(事務局)

第 17 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、オークラグループの職員を置く。

(経費)

第 18 条 本協会の経費は、会費、補助金その他収入をもって充てる。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 7 年 6 月 9 日から施行する。
- 2 第 16 条の規定にかかわらず、本協会の設立時の会計年度は、設立の日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。

附則

- 1 この規約は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。